

選挙第1号

監事1名の補欠選挙

本会会則第7条第1項の定めにより、監事1名の補欠選挙を行う。

令和6年5月14日提出

熊本県町村議会議長会
会長 上田 孝

(提案理由)

本会監事であった 宮内 道則 葦北郡芦北町議会議長が、令和6年4月1日に本会理事に就任し併せて監事を退任したため、監事1名が欠員となった。

以上のことから、監事1名の補欠選挙を求めるものである。

参 考

熊本県町村議会議長会会則 抜粋

(役員の変義)

第6条 この会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
監 事	2名
理 事	9名

(役員の変任)

第7条 会長、副会長は理事の中から、監事は町村議会議長の中から総会において選挙する。

2. 略

(役員の変期)

第9条 会長、副会長及び監事の変期は2年とする。ただし補欠による役員の変期は、前任者の残任期間とする。

2. 前項の変期は、第7条第1項の規定による会長選挙の日から起算する。ただし、前任者の任期満了の前日に選挙したときは、前任者任期満了の日の翌日から起算する。

3. 略